

第 1 3 7 2 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成 2 9 年 3 月 3 0 日 木曜日
開会 1 0 時 0 0 分 閉会 1 1 時 3 0 分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者 教 育 長 在田 正秀
委 員 星川 茂一
委 員 鈴木 晶子
委 員 高乗 秀明
委 員 笹岡 隆甫

4 欠席者 委 員 奥野 史子

5 傍聴者 1 人

6 議事の概要

(1) 開会

1 0 時 0 0 分, 教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1 3 7 1 京都市教育委員会会議の会議録について, 教育長及び全委員の承認
が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

報告 1 件, 議案 1 2 件

イ 報告事項

報告 「登校支援ハンドブック」の作成・配布について

(事務局説明 梶村 生徒指導課担当課長, 長谷川 生徒指導課担当課長補佐)

現在, 教職員向けの冊子「登校支援ハンドブック」を作成しているので報告する。
これは, 不登校児童生徒への支援のみならず, 全ての子どもたちが生き生きと学校生
活を過ごすことを目的としている。こどもパトナ内にプロジェクトチームを設け, 内

容について議論を行ってきた。このプロジェクトチームには、パトナのスーパーバイザーである河原省吾京都産業大学准教授にも御参画いただき、助言を得てきた。4月中に幼稚園を除く市立学校の全教職員に配付予定である。

まず目次を御覧いただきたい。第0章から第6章までで構成されており、巻末に相談機関の一覧を掲載している。第1章から第3章が本冊子のメインであり、学校における登校支援のあり方について記載しているので、ここを中心に御説明させていただきます。

第1章であるが、登校支援の大きな考え方について述べている。2ページを開いていただきたい。不登校はいわゆる問題行動ではなく、また単一の原因によって引き起こされるのではなく、多様な背景や要因から起こるものである。したがって、どのような背景や要因から不登校が起こっているのかを見立てるアセスメントが重要であり、そのアセスメントに従って手だてを打つこと、すなわちプランニングを行う必要がある。さらに、そのための学校体制の構築や各教職員等の役割などについて述べている。

次に第2章では、不登校の未然防止について記載している。9ページのフローチャートを御覧いただきたい。学級開き前には、学級に入る予定の児童生徒について情報収集を行い、支援の必要性が高い児童生徒を見出すこと、すなわちスクリーニングを行う。その上で支援の必要性が高い児童生徒について、背景をアセスメントし、学級開き後にどのような対応を行うかのプランニングを行うという流れになっている。続いて、12ページのフローチャートを御覧いただきたい。この図は学級開き後の流れについて示している。まず土台として児童生徒及び保護者との信頼関係を構築することが重要である。この信頼関係の下に、日ごろから児童生徒の小さな変化に気づくようなアンテナを張っておく。こうしたことは、年間を通じて行っていく必要がある。その上で、クラス内の友人関係の構築への支援、分かりやすく達成感のある授業、児童生徒の安心・安全な居場所づくり、支援の必要性の高い児童生徒への支援を実践するとともに、PDCAサイクルで節目ごとに状況を振り返り、取組を改善することとしている。

第3章では、不登校児童生徒への支援について述べている。20ページのフローチャートを御覧いただきたい。まず、当該の不登校児童生徒についての情報を収集する必要がある。その情報をもとにアセスメント、プランニングを行い、支援を実践する。こうすることにより、その子どもの背景や要因に沿った適切な支援が可能になる。またこの取組をPDCAサイクルで繰り返しながら、改善を行うという流れになる。

第4章では、Q&A方式を用いながら、本市の主な登校支援施策の解説を行っている。第5章では、登校支援に関係する資料を添付し、第6章では「結びにかえて」というタイトルである教師と子どもの物語を掲載した。

今後、全校に配付し、各学校での活用を推進していきたい。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 児童生徒理解・教育支援シートについて説明してほしい。

【事務局】 23ページを御覧いただきたい。児童生徒理解・教育支援シートは、児童生徒に関する情報を一元的に集約し、校内で共有したり、引継ぎを行ったりするためのツールである。24ページのフローチャートに児童生徒理解・教育支援シートを作成するための流れを示した。普段から気になる児童生徒の情報把握に努め、学校を休み始めた初期の段階からこのシートを作成し、情報共有やアセスメントの上で支援を実施する。また支援についての評価を行い、年度末には引継ぎを行うという流れである。

【在田教育長】 ケース会議と家庭訪問のあり方についても説明してほしい。

【事務局】 25ページのフローチャートに初回のケース会議の流れを示した。まず、予め準備しておいた児童生徒理解・教育支援シートに基づき、情報の共通理解を図る。補足の情報を出し合ったり、質疑応答を行ったりした後、参加者全員でアセスメントを行う。アセスメントが共有できたなら、誰がいつまでに何をするかを具体的にプランニングする。最後に次回の予定を決めるという流れである。

家庭訪問については、保護者連携のあり方と合わせて29ページに記した。保護者連携に際しては、まず不安になっている保護者の気持ちをしっかりと聞くことが重要である。保護者の考えや対応に疑問を持つことがあっても、その保護者にはその保護者なりの合理的な理由があってそのように行動しているのだと考えるべきである。また家庭訪問についても、子どもや保護者のニーズを踏まえつつ行わなければならない。この意味でも、アセスメントは重要。家庭訪問の留意点として、定期的に訪問することや、教師自身の落胆や焦りを見せないようにすることなどを示した。

【笹岡委員】 第6章の「結びにかえて」を読んでも分かるように、情報を記録しておくことが重要。児童生徒理解・教育支援シートで一元的に情報を集約することは大切だと思うが、今現在こうした記録は、どのように管理されているのか。紙ベースで保管されているのか、またネットワーク上にあってどの教職員も見ることができるようになっているのか。

【事務局】 現時点では、ある記録は紙ベースで保管され、ある記録は電子上で管理されているのが実情。こうしたバラバラに存在している情報を集約するのが児童生徒理解・教育支援シートの機能の一つ。

【笹岡委員】 児童生徒理解・教育支援シートができると、教員が見なければならない資料が一つ増えることにならないか。

【事務局】 教員の負担にならないように工夫したい。

【鈴木委員】 きめ細かな工夫がされており、決意が伝わるハンドブックだと思う。情報の取扱いについて質問したい。一言で守秘と言っても、カウンセリングの守秘、学校の守秘、外部の協議会の守秘など、守秘ごとのレベルの違い

いがある。レベルの違いで情報の取扱いが変わる場合もあり得る。こうした情報の取扱いについて、教職員の研修が必要ではないか。

【事務局】 5ページで情報管理について触れているが、十分ではないと認識している。法令上の守秘と倫理上の守秘の違いもあり、難しい課題。学校総体で守秘を守るという大前提のもと、更に検討していきたい。

【鈴木委員】 箕面市では、マイナンバーの運用に近い形で情報の管理を行っている。ガイドラインを構築することも検討してほしい。

【事務局】 情報の保護者との共有も含め、十分な検討と配慮をしていきたい。

【高乗委員】 登校支援にかかるハンドブックができたのは初めて。基本的なところがコンパクトに的確にまとめられているとともに、参考文献も掲載するなど、バランスよくできていると思う。10年目までくらいの教員には大変よい。

一点だけ検討してもらいたい。小学校で不登校だった子どもは中学校でも不登校になりやすいと言われている。小中連携のあり方や、中学校での4月の受け入れ態勢が重要だと思う。京都市では小中一貫教育を進めているが、小学校、中学校の恒常的な連携のあり方について次回の改訂の際に盛り込んでもらいたい。

【事務局】 引継ぎについては、19ページと34ページで触れている。今後、本市の取組の成果も踏まえ、改訂の際に記述を充実させ、小学校、中学校の連携を深めることができるよう努めたい。

【星川委員】 具体的な支援策が掲載されており、いい取組だと思う。まずは不登校を起こさせない取組が一番の基本だと思う。こうした意味で、第1章、第2章が一番大事である。ここには学級経営の基本的で大事なことが書かれており、学校で大いに活用してもらいたい。こうした学級経営のポイントについて、他の教員向け冊子には書かれているのか。

【事務局】 総合教育センターでは、授業のあり方について多く発信しており、その中で学級経営についても触れてきている。しかし、この冊子のように登校支援の視点から学級経営のあり方について発信することは効果があると思われる。

【事務局】 当初、不登校児童生徒への支援についてのみ書くつもりだったが、テーマが広がっていき、学級経営や生徒指導、情報管理などにまで及ぶことになった。不登校のテーマの幅広さを改めて認識した。次回の改訂ではページ数を増やすことも検討したい。

議第 39 号 京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 40 号 京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 41 号 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 42 号 京都市教育関係職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 43 号 京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 44 号 京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第 45 号 京都市教職員の給与等に関する条例施行規則等の廃止に関する規則の制定について

(事務局説明 有澤 教職員人事課長, 末浪 教職員人事課担当課長補佐)

議第 39 号から 45 号について、御説明申し上げます。

京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例が成立したことを受け、同条例の施行規則を一部改正するとともに、給与費移譲に伴い、関連する規則についても、廃止ならびに所要の改正を行う。

議第 39 条から議第 41 号は改正条例をふまえてのもの。

京都市教職員の勤務時間等に関する規則について。

介護休暇について、連続 3 ヶ月内で 1 回取得が可能であったものが、合計 93 日の範囲内で 3 回まで分割取得が可能のように、条例で定め直したことをふまえた手続きを定めている。

介護時間については条例で新設し H29 年 1 月施行。取得時間、取得単位を定めている。

これまで 3 歳未満の子の育児を行う職員に対してのみ時間外勤務の免除を申請できたが、この度、国の法律改正があり、介護を行う職員にも時間外勤務の免除の適用が拡大されることに伴う規定整備である。その他、育児に関わる休みを取得する場合の「子」の対象が、拡大された。

京都市教職員の給与に関する規則について。

府から市への給料表切替に伴う級号給の適用については、施行日前日の級号給との均衡を考慮して決定すること定め、平成 29 年 3 月 31 日と、同額ないしは直近上位の額に相当する号給へ切替える。

その他、平成 28 年度給与改定に伴う所要の規定整備を行っている。

京都市教職員の退職手当に関する規則について。

事務職員の算定基礎となる給料月額、勤続 33 年・34 年で定年退職する場合の支給率、府制度で退職した場合の手当額の保障など、府制度と比較して退職手当の水準が下がることのないよう、経過措置を設けるものである。

その他、給与費移譲に伴う規定整備である。

京都市教育関係職員の育児休業等に関する規則について。

教育職員、学校事務職員は市の他の職員とは異なり、「京都市教職員の給与、勤務時間に関する条例」で規定されることになるため、これまでの規則名称を改めたうえで、必要な規定整備を行う。

京都市教育委員会委員及び職員き章に関する規則について。

職名・補職名規則で「事務員、養護職員」の名称を削除したことに伴う規定の整備である。

京都市教育関係非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則について。

市立小・中学校の校長が幼稚園長を兼務していたことに対して、これまで給与負担者が異なっていたことから給与ではなく報酬を支給してきたが、29年度以降は同じ市費負担となるため、規定を削除する。

最後に、規則の廃止について。

新規則に引き継ぐなどにより、必要性がなくなる規則について、廃止を行う。

(委員からの主な意見)

【在田教育長】 関係条例の改正、施行に伴う事務的整理である。

(議決)

教育長が、議第39号「京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、その他6件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第46号 京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 三宅 学校指導課担当課長)

本議案は洛陽工業高校と伏見工業高校の統合・再編により、平成28年4月に開校した京都工学院高校について、平成29年度は同校の1・2年生とともに洛陽工業高校・伏見工業高校全日制の3年生が通学し、同じ校地で教育活動を行うこととなる。また、伏見工業高校夜間定時制については、引き続き、現在の地で、教育活動を行う。

そのため、3校の生徒が一つの学校で学校生活を送ることになり、その円滑な教育活動の実施に向け、この度、伏見工業高校夜間定時制を除く、両工業高校の学期を、京都工学院高校と統一することとし、本規則を改正するものである。

なお、事務員の廃止については、議第44号と同様の内容である。

工業高校に関する改正内容については、洛陽工業高校・伏見工業高校全日制の学期の区分、それぞれの始期・終期を現在、3学期制を採用している京都工学院高校の学期に

合わせる。

また、授業時間及び休み時間を定める校時表についても3校で統一するとともに、これにより、体育祭や文化祭などの学校行事を合同で実施する予定である。こうした交流を通じて、洛陽・伏見工業の歴史と伝統を京都工学院へ継承し、京都工学院の教育の一層の充実を図るとともに、洛陽・伏見工業全日制の最終学年となる生徒の教育内容・進路保障に向け、しっかり取り組んでまいりたい。

なお、現在、学校現場においては、来月に控えた校地の移転に向け、備品の移設・引越の作業や学校運営に係る諸課題の確認を進めているところであり、今後とも、学校現場と教育委員会がしっかり連携し、工業高校再編の大きな改革の総仕上げに向け、引き続き、努めてまいりたい。

(委員からの主な意見)

【星川委員】 2学期の始期が、洛陽工業が9月1日、京都工学院が8月28日であるが、京都工学院が洛陽工業よりも早く設定したのは何故なのか。

【事務局】 授業時数の確保が主な理由である。

【在田教育長】 京都工学院が3学期を採用したのは何故なのか。

【事務局】 長期休業の前に評価をすることで、生徒一人一人の学習の進捗を丁寧に把握し、その後の指導につなげるためである。また、工業科においては、多くの生徒が3年生の夏以降に就職活動が本格化することから、3学期制を採用し長期休業前に1学期の評価をすることで、企業に3年次の活動実績も示すことができ、円滑に就職活動を進めることができる。また、現在、市立高校の全日制においては、10校中4校が3学期制を採用している。

(議決)

教育長が、議第46号 「京都市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第47号 子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の施行に伴う関係規則の廃止に関する規則の制定について

議第48号 京都市教育委員会監察員等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議第49号 京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 清水 総務課長)

議第47号から49号について、御説明申し上げます。

本議案は、２月市会において３月２４日付で可決された「子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例」の制定を受け、関係する教育委員会規則の廃止や、規則上の文言整備を行うもの。

内容としては、まず「京都市子育て支援総合センターこどもみらい館の組織及び運営に関する規則」及び「京都市宝が池公園少年スポーツ広場及びこども体育館の使用に関する規則」を廃止する。

次に、「京都市教育委員会監察員等に関する規則」及び「京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則」から「子育て支援総合センターこどもみらい館」に係る職名を削除する。

なお、「京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則」に関しては、先週木曜、３月２３日にも議案提出した規則だが、今回の議案は、３月２４日の条例可決をもって、正式に「はぐくみ局」の「こどもみらい館」が条例整備されたことを受け、関係する文言を整備するもの。

(委員からの主な意見)

特になし

(議決)

教育長が、議第４７号 子ども若者はぐくみ局の設置に伴う関係条例の整備等に関する条例の施行に伴う関係規則の廃止に関する規則の制定について、その他２件の議案について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第５０号 京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 佐藤 学校指導課長)

学校運営協議会に関する根拠法である地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正されたことに伴う、規則の改正である。

お手元の説明資料に基づいて御説明申し上げます。

学校運営協議会制度については、保護者や地域の方々に学校運営に参画いただく仕組みとして国により平成１６年に創設された。本市では全国に先駆けて「協働」・「参画」をキーワードに取組を進めてきた。全国的には学校運営協議会といえば学校運営の基本方針に関わる理事会のみを指すが、本市では具体的に支援活動を行う企画推進委員会を理事会の下部組織として設置する京都方式の学校運営協議会として、学校・保護者・地域が一体となって学校運営・開かれた学校づくりを進めている。コミュニティスクール通信に理事会と企画推進委員会が図示してあるが、下の企画推進委員会が学校支援を行

う組織である。

説明資料 3 ページの参考 2 に掲載のとおり、京都市立学校の学校運営協議会設置校数は 3 月末で 239 校であり、全国の市町村で最多である。また、小学校と総合支援学校については、100% の設置となっている。

今回の法改正の主な内容については、3 ページ目（参考）に記載している。これまで、①学校運営協議会については『設置することができる』とされていたものが、『設置に努めなければならない』と各自治体の努力義務とされたこと、②すでに本市では実施されているが、学校運営協議会の学校運営への支援について明記されたこと、⑤小中一貫教育など校種間連携の推進のため、複数の学校で 1 つの学校運営協議会の設置が可能とされたことなどである。主に②と⑤について京都市の規則に反映した。

この法改正に伴う京都市の規則改正については、資料 1 ページ「2 改正の内容」に示している。表の左側が現行の規則、右側が改正後の規則になっている。

第 3 条で、学校運営協議会の設置に関して、教育委員会の努力義務となったことや複数校で 1 つの学校運営協議会の設置が可能となったことなどを反映している。

第 4 条では、学校運営協議会の委員に関して、学校教育活動への支援を行う者の委員への任命について、本市ではこれまでからも行ってきたが、法改正の趣旨を反映し改めて規定している。

次ページ第 19 条では、これまでの学校運営協議会設置校の運営に著しい支障が生じた場合の学校運営協議会の指定の取消しに加え、学校運営協議会の適正な運営を確保できるよう、必要な措置を講じる旨規定している。

その他、規則制定後 10 年以上経過しており、文言の整理を行っている。

なお、この他、今回の法改正で新たに定められた規定については、既に規則等で規定されていたものもあり、今回の規則改正により、法律の改正内容の全てに対応している。

施行期日は 4 月 1 日である。

（委員からの主な意見）

【高乗委員】 法改正の 4 つ目の内容について、教職員の任用に関する意見について教育委員会規則で定めるとされたが、京都市ではどのような規定となっているのか。

【事務局】すでに規則で定めており、改正事項ではないため説明資料には載せてないが、規則第 9 条 2 項で設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができると規定している。

【在田教育長】努力義務にすることで国は全校指定を目指していると思うが、期限は決まっているのか。教育再生実行会議では全校設置を目指すとして書いてあったが。

【事務局】平成 25 年の第 2 期教育振興基本計画では公立学校の 1 割の設置を目標としていた。

【在田教育長】 当面は、中学校と小中合同の学校運営協議会の拡大をすすめていきたい。

(議決)

教育長が、議第50号 「京都市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、各委員「異議なし」を確認、議決。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月24日 醒泉・淳風・二の丸北小学校閉校式

3月25日 京都市青少年科学センター新規展示品「カラフル光ラボ」除幕式

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時30分、教育長が閉会を宣告。

署 名 教育長